

答 申 第 8 0 号  
令和4年9月8日

青森県教育委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和4年3月9日付け青教ス第1321号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

産業医が行った作業場等の巡視状況等が分かる資料及び学校医執務記録簿についての不開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、第 2 の 1 の(1)及び(2)に係る文書につき、これを保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 4 年 1 月 8 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月 青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、弘前高等学校、青森南高等学校、青森工業高等学校、八戸水産高等学校及びむつ工業高等学校（以下「本件各県立高等学校」という。）外 4 県立高等学校に関し、次に掲げる文書ごとに、行政文書開示請求（以下「本件各開示請求」という。）を行った。

- (1) 令和 3 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までに労働安全衛生法に基づいて、産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料（以下「本件対象文書 1」という。）
- (2) 令和 3 年 10 月 12 日から同年 12 月 31 日までに労働安全衛生法に基づいて産業医自身が作業場等の巡視を実施した日に関し、各学校長へ提出された学校保健安全法施行規則第 22 条第 2 項の学校医執務記録簿（以下「本件対象文書 2」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件各開示請求のうち、本件各県立高等学校に係る部分に対し、本件各県立高等学校ごとに、いずれも、本件対象文書 1 については「令和 3 年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日まで、健康管理医として執務していないため。」として、本件対象文書 2 については「令和 3 年 10 月 12 日から令和 3 年 12 月 31 日まで、学校医として執務していないため。」として不開示決定（以下「本件各処分」という。）を行い、弘前高等学校に係るものにあつては令和 4 年 1 月 19 日、青森南高等学校、青森工業高等学校及び八戸水産高等学校に係るものにあつては同月 20 日、むつ工業高等学校に係るものにあつては同月 21 日、それぞれ、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年2月5日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件各処分を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件各処分の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

##### (1) 本件対象文書1について

ア 本件各県立高等学校は、事業場の規模として、常時使用する労働者数が50人を上回るものと予想している。このことから、労働安全衛生法の規定に基づく産業医の作業場等の巡視の措置義務を事業者である実施機関が負うものである。

イ 労働安全衛生法第13条第1項では、「事業者は、（中略）医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない」とされている。労働安全衛生規則第15条第1項において、産業医の作業場等の巡視の頻度に関わる記載があり、「毎月一回以上（中略）少なくとも二月に一回」とされている。対象期間（令和3年10月1日から同年12月31日まで）の初日から末日までの間に、満3月が経過しているので、少なくとも2月に1回の頻度が履行されているならば、本件各県立高等学校ごとに少なくとも1件以上の巡視結果にかかわる資料があつてしかるべきである。

ウ コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも産業医の作業場等の巡視は実施されてしかるべきであり、対象期間に産業医の作業場等の巡視を行っていないとすることは到底考えられない事態である。

エ 産業医の作業場等の巡視が行われていない場合には早期に是正が図られるべきである。よって、対象期間中、作業場等の巡視を行わないことは、産業医の職務を果たしているとは言い難いので、必ず、作業場等の巡視は行われているはずである。

オ 「作業場等の巡視の状況」に関し、産業医が自宅又は医療機関からの交通費や

報酬の支払いのための資料として巡視の実施日が分かる資料はあってしかるべきである。また、産業医や事業者が法で定められた安全衛生活動を確実に実施し、事業者が安全配慮義務を果たしていることを証明する書類の一つとなる重要な意味を持つ資料であるから、作業場等の巡視の記録を産業医又は巡視に同行した職員が作成していると予想することは社会通念上合理的である。

カ 青森県教育委員会文書取扱規程第56条「県として行われる経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない」として、実施機関における行政文書作成の措置義務があるとされている。ひとたび、実施機関が使用する地方公務員が実施機関を相手取り、国家賠償法第1条第1項の規定に基づき、実施機関の安全配慮義務違反を論点に訴訟を行う際、産業医の作業場等の巡視をいかに適切に実施しているかについて主張しなければならない可能性はある。これまで記録が残されていないということは、「事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証すること」ができないものであり、また、こうした訴訟の書証となりうる資料は、「事案が軽微なものである場合」に該当する余地はない。

## (2) 本件対象文書2について

産業医はすなわち本件各県立高等学校の学校保健安全法上の学校医でもある。学校医の職務に従事したときは、学校保健安全法施行規則第22条第1項の規定に基づき、「学校医執務記録簿に記入して学校長に提出する」こととなっている。産業医による作業場等の巡視は、同規則第22条第1項第10号「前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること」に該当することから、産業医として作業場等の巡視を行う場合には学校医執務記録簿の提出義務があるものである。令和3年10月に産業医が作業場等の巡視を行っていない場合には、同年11月又は12月に産業医の作業場等の巡視が行われているはずであるから、産業医は、本件各県立高等学校を訪問して学校医としての職務に従事しているはずである。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件各処分理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

本件各県立高等学校では、職員の健康管理について総合的に指導・助言に当たる健康管理医が学校医の中から委嘱されている。

健康管理医が勤務した際は、学校医執務記録簿を作成しているが、令和3年10月1日から同年12月31日までの期間は、健康管理医が執務していないことから、開示請求

に係る行政文書は作成していない。

なお、令和3年12月に、実施機関から、健康管理医の巡視を原則として毎月1回実施すること等により、学校の衛生状態等の点検を行い、巡視に係る記録を作成するよう求められたことから、現在は、健康管理医執務記録簿や定期巡視結果報告を整備している。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件各処分が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

### 2 本件対象文書1及び本件対象文書2の保有の有無について

本件各県立高等学校においては、学校保健安全法の規定により置くこととされている学校医の中から、当該県立高等学校職員の健康管理について総合的に指導及び助言に当たる健康管理医が委嘱されている。青森県立学校職員安全衛生管理規程では、健康管理医が産業医に準ずる職務を行うものとされている。

本件対象文書1及び本件対象文書2の作成は、本件各県立高等学校において、令和3年10月1日から同年12月31日までの期間に、健康管理医による作業場等の巡視が行われていることが前提となる。

この点、実施機関によれば、本件各県立高等学校では、同期間に健康管理医が執務していなかったとしている。

健康管理医が執務していなかったのであれば、健康管理医による作業場等の巡視の状況又は結果が記録されることはなく、巡視実施日に係る学校医執務記録簿も作成されないこととなる。

その他、本件各県立高等学校において、同期間に健康管理医が執務し、その状況又は結果に関する記録が作成されたことをうかがわせるに足りる事情はない。

したがって、実施機関において、本件対象文書1及び本件対象文書2を保有しているとは認められない。

### 3 その他

審査請求人は、文書作成義務がある等種々主張するが、いずれも当審査会の上記判

断を左右するものではない。

#### 4 結論

以上のとおり、実施機関において、本件対象文書1及び本件対象文書2を保有しているとは認められないことから、本件対象文書1及び本件対象文書2を不開示としたことは妥当である。

よって、第1のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和4年3月9日	・実施機関からの諮問書を受理した。
令和4年4月20日	・実施機関からの弁明書を受理した。
令和4年5月27日 (第133回審査会)	・審査を行った。
令和4年6月24日 (第134回審査会)	・審査を行った。
令和4年7月22日 (第135回審査会)	・審査を行った。
令和4年8月26日 (第136回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
伊藤 健	国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教	
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
香取 真理	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

(令和4年9月8日現在)